

議案第131号

福岡市議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年3月16日

福岡市議会  
議長 森 英 鷹 様

提出者 福岡市議会議員

川 上 陽 平

大 森 一 馬

今林 ひであき

高 木 勝 利

打 越 基 安

川 辺 敦 子

浜 崎 太 郎

水 城 四 郎

富 永 周 行

理由

この条例案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が教育委員会を代表することとされたことに伴い、委員会における出席説明の要求に係る規定について所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

福岡市議会委員会条例（昭和33年福岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第20条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の福岡市議会委員会条例第20条の規定は適用せず、この条例による改正前の福岡市議会委員会条例第20条の規定は、なおその効力を有する。